

## 特定紛争案件／五年度第五号のあらまし

### 建物不具合をめぐるトラブル

岡村 登志男

#### 一 紛争の概要

買主甲等は、売主業者乙より、業者内の媒介で、平成四年六月二十六日、新築の戸建住宅（宅地八五・〇七m<sup>2</sup>、建物専用住宅木造カラーベスト葺二階建、鉄筋コンクリート造地下車庫付、延べ二〇・〇九m<sup>2</sup>）を代金七千四百万円で購入し、入居した。

入居後、二カ月程で基礎に亀裂が生じ、玄関ポーチ及び一階和室床が沈下したので、丙を通じて乙に連絡したところ、乙は事実を認め、応急補修をした。しかし、その後も建物の沈下がやまず、また、地下一階の車庫部分の擁壁が二～三cm沈下して、亀裂が生じたため、甲等は、乙に苦情を述べたところ、乙はそのような害はない答えた。甲等が納得しないので、丙の提案で、第三者丁に調査を依頼することとした。

丁の調査の結果、建物を支えている擁壁、地下車庫等の工作物は、一体として計算し施

工すべきところ、そのような措置がとられていないこと、また、施工ミス等があること等のため、今後も不同沈下等が発生するおそれがあると、指摘された。

そこで甲等は、乙に対し、①契約を解除し、代金を返還するか、②それができないなら、完全な補修工事をするか、いずれかを求めた。

これに対して乙は、①契約の解除及び代金の返還には応じられないこと、②補修工事には応じること、③公正な第三者が間に入つて欲しいこと、等を主張したため、紛争になつた。

#### 二 調整手続の経過

委員二名（弁護士一名、土木一名、建築一名）により、七回の調整（内一回は現地調査）を行つた。

調整の過程で最も問題になつたのは、擁壁

甲等は、乙の擁壁は底盤の長さが短く、その安全性のチェックがなされていないと主張した。これに対して、乙は、擁壁の構造計算書を示して、安全であると反論したが、甲等は丁の意見を求めて、乙の構造計算では、水平力が働かないものとして計算しているけれども、水平力が働かないことはあり得ないことであり、長期土圧による計算をしなければ、安全とはいえないと指摘し、その観点に立つて計算すれば、安全率を大きく下回つていると主張した。

甲等と乙との間で技術論争が長期にわたつて続いたが、結局、甲等が安心して住める家にするために、地下車庫と擁壁の上部をRCスラブで連結し、擁壁の滑動及び転倒を抑えるということで合意が成立した。

その他、基礎の土台の亀裂、浴室の水漏れ、二階ベランダの排水不良、サッシ廻りの亀裂、白蟻の防除をしていないこと等が甲等から主張されたが、いずれも、乙が補修工事を施工することとなつた。

なお、工事の施工については、甲等は、当初他業者の施工を希望していたが、丁の監理の下に、乙が施工することとし、工期は一ヶ月で合意した。

また、和解金について、甲等からは、建約金の半分、売買代金の一割七百四十万円の主張があつたが、乙は五十万円しか出せないと主張し、結局百万円で合意した。

### 三 和解の内容

#### 1 具体的な処理方法

① 甲等及び乙は、本案件の不具合項目との処理方法について別紙一及び別紙二、別紙三、のとおり合意した。  
② ①の処理のための工事開始は平成六年九月

月一日とする。

③ 工事期間は、概ね一ヶ月とし、工事は丁が監理し、乙の責任で行うものとする。  
④ 甲邸調査費用については、乙が媒介業者である丙と協議して決めるものとし、甲等の負担は一切ないものとする。

#### 2 和解金等について

① 乙は、本案件和解に伴い、和解金として金百万円を甲等に支払うこととし、内五十万円は平成六年八月二十二日に支払い、残り五十万円は平成六年九月二十日に甲名義の銀行

口座に振り込みして支払うものとする。

② 甲等及び乙は、本和解条項に定めるものを除き、互いに本案件に関し、裁判上、裁判外を問わず、一切の請求を行わないものとする。

③ 甲等及び乙は、本案件に関し、前各条項に定めるほか何等の債権債務のないことを互に確認する。  
④ 甲等は、本案件に関して、K県知事へなしに乙への指導申立を取り下げる。

(企画調整部調整第一課長)

## 特定紛争案件／五年度第七号のあらまし

岡村 登志男

### 一 紛争の概要

買主甲は、売主業者乙より、平成元年五月二十五日、ワンルームマンションの一室(四階建の一階一〇四号、面積三三・八〇m<sup>2</sup>)を代金七千九百四十八万円で購入し、同年十二月十六日に、別の一室一〇五号(一〇四号と同一内容)を代金一億百五十七万円で同様に

購入した。

甲は、契約前、マンションに通じる私道部分が舗装されていなかつたが、乙より、「入口の私道部分の工事が遅れているが、砂利敷か、舗装とし、必要な側溝を設ける」との説明を受けたので、それを信じて当該物件を購入した。

しかし、乙が一向に工事をする気配もなか

つたので、乙に工事はどうなつたか催告したところ、「私道の所有者と交渉して必ず工事をする。」との返事だった。

ところが、その後乙から、「私道所有者の反対で舗装工事ができない。」と言つてきた。  
そこで甲は、乙に対し、舗装工事ができないと雨が降ればぬかるみ、排水も不良で建物本体に与える影響も大きく、マンションの財産価値が低下するとして、①契約を解除し、買戻しをすること、②契約当初から舗装ができないことがわかつていながら、故意に隠して契約させた、として乙に責任をとること、等を主張した。

これに対しても乙は、①私道部分の舗装工事